

第9章 近年の主な通知

通知一覧

- ・「情報通信技術の活用による行政手続等係関者利便性向上並び運営の簡素化及び効率を図るため行政手続等における情報通信の技術利用関する法律等の一部を改正」の公布に伴う改正後の「行政手続における特定の個人を識別するため番号利用等に関する法律」における罹災証明書の交付に関する事務の運用について（令和元年5月31日）
- ・罹災証明書の交付に係る運用について（令和2年3月30日）
- ・罹災証明書の様式の統一化について（令和2年3月30日）
- ・罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について（令和2年5月27日）
- ・災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定について（令和2年6月19日）
- ・住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について（令和2年7月5日）
- ・罹災証明書の統一様式の改定について（令和2年12月4日）
- ・災害の被害認定基準について（令和3年6月24日）
- ・令和5年度における被災者支援の適切な実施について（令和5年5月24日）
- ・罹災証明書の申請書様式の統一化について（令和6年11月8日）
- ・災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査、被災者台帳の作成及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務における情報連携の円滑化について（令和7年4月17日）

府 政 防 第 1 1 3 号
令和元年5月31日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）
（公印省略）

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の公布に伴う改正後の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における罹災証明書の交付に関する事務の運用について

令和元年5月31日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「改正法」という。）が公布され、一部の規定を除き施行されました。また、改正法の施行にあわせて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（令和元年内閣府・総務省令第2号。以下「改正主務省令」という。）が公布、施行されました。

改正法による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「新番号利用法」という。）別表第1（第9条関係）36の2及び改正主務省令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「新主務省令」という。）第28条第1項に、新たに罹災証明書の交付に関する事務が規定されたことから、当該事務の適正な運用に当たっての留意点を下記に示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

第1 罹災証明書の交付に関する事務の個人番号利用事務への追加（別表第1（番号利用法第9条関係）36の2関係）

1. 規定を設けた趣旨

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第90条の2第1項では、「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。」と規定されている。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理、義援金の配分、税・保険料等の減免等の各種被災者支援策の適用の判断材料として活用されることから、迅速かつ的確に住家の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することが必要である。

この罹災証明書の交付に当たっては、被災者の氏名、居所等の情報と、市町村が調査した当該被災者の住家の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊又は半壊に至らない）等の情報（以下「罹災証明情報」という。）を結び付けることが必要であるが、被災自治体の行政運営の効率化及び被災者の負担軽減を図る観点から、新番号利用法において、この度、罹災証明書の交付に関する事務を個人番号利用事務として新たに位置付けることとしたものである。

2. 個人番号を利用した罹災証明情報の効率的な検索及び管理

新番号利用法第9条第1項の規定に基づき、市町村長は、同法別表第1の36の2において規定された罹災証明書の交付に関する事務であって主務省令で定める事務の処理に関して、同法第2条第9項の規定する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができることとなった。主務省令で定める事務とは、新主務省令第28条第1項に規定する罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務である。

具体的には、市町村が被災者からの罹災証明書の交付の申請書を受理する際、例えば申請書に氏名、居所等の情報の他、当該被災者の個人番号を記載してもらい、市町村がこれらの情報を特定個人情報ファイルとして整理し、管理することができる。さらに、罹災証明情報を当該特定個人情報ファイルに記載又は追記する際や、罹災証明情報が記された罹災証明書を作成又は交付する際に、個人番号を利用して、罹災証明書の作成又は交付に必要な被災者の氏名、居所、罹災証明情報等の個人情報を効率的に検索することができる。

このような取組により、被災自治体の行政運営の効率化が図られ、担当職員の事務負担の軽減に寄与することから、貴都道府県内の市町村におかれては、罹災証明

書の交付に関する事務において、個人番号を積極的に利用されたい。

3. 個人番号を利用した罹災証明情報の庁内連携による罹災証明書の添付の不要化

市町村が、罹災証明情報を含む新番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報複数を複数の被災者支援措置に係る事務において利用することについて、同法第9条第2項に基づき条例で定めた場合には、各被災者支援措置に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答等に関する事務において、個人番号を利用して罹災証明情報を含む特定個人情報を検索し、当該申請に係る被災者の罹災証明情報を確認することができるようになることから、申請時に罹災証明書（写しを含む。）の添付を求めることが不要となる。

このような取組により、被災自治体の行政運営の効率化が図られ、担当職員の事務負担の軽減が図られるとともに、被災者の負担軽減にも寄与することから、貴都道府県内の市町村におかれては、個人番号を利用した罹災証明情報の庁内連携を円滑に行うことができる体制を積極的に構築されたい。

第2 運用に当たってのその他の留意事項

1. 地方公共団体情報システム機構による本人確認情報等の提供について

改正法による改正後の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の10及び別表第2並びに同法第30条の12及び別表第4の規定等に基づき、市町村長による罹災証明書の交付に関する事務の処理に関して、市町村長から地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に個人番号を含む同法第30条の6第1項に規定する本人確認情報の求めがあったときには、機構は当該本人確認情報を市町村長に提供することとされたところである。

このため、貴都道府県内の市町村におかれては、必要に応じて、これらの規定に基づき適切にご対応されたい。

2. 特定個人情報保護評価の実施について

新番号利用法第28条第1項において、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、同法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価を実施することが義務付けられている。

このため、貴都道府県内の市町村におかれては、上記2及び3に取り組まれる前に、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）及び特定個人情報保護評価指針解説（平成26年個人情報保護委員会）を参考にして、適切に特定個人情報保護評価を実施されたい。

<特定個人情報保護評価に関する規則等の掲載先>

(個人情報保護委員会ホームページ)

<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

3. 特定個人情報の適正な取扱いについて

特定個人情報の取扱いに関しては、番号利用法で規定された目的以外の利用の禁止、保管・廃棄の制限など厳格なルールが定められていることから、貴都道府県内の市町村におかれては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年12月18日個人情報保護委員会）に照らして、適切に対応されたい。

<特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの掲載先>

(個人情報保護委員会ホームページ)

<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付 栗津、佐藤

TEL 03-5253-2111（内線 51393）03-3501-5696（直通）

FAX 03-3502-6034

E-mail g.higainintei@cao.go.jp

■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成 25 年法律第 27 号) (抄) 【令和元年 5 月 31 日公布・施行】

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5（略）

別表第一（第九条関係）

三十六の二 市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの
------------	---

■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号）(抄) 【令和元年 5 月 31 日公布・施行】

第二十八条 法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二（略）

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 0 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

罹災証明書の交付に係る運用について

罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が自治事務として交付してきたものであり、その交付方法等についても各自治体において定められてきたところです。

一方で、罹災証明書の交付枚数や代理申請については統一的に運用することが適切であることから、発災時には下記のとおり対応されるよう、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

また、令和元年度に発生した災害で罹災証明書の交付業務を行った市町村に対し、罹災証明書の交付に係る申請手数料の実態調査を実施したところ、別添の結果となりましたので、併せて関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

1. 罹災証明書の交付枚数について

罹災証明書は、被災者生活再建支援金等の様々な被災者支援策の適用を判断する基礎的資料として活用されていることから、被災者によっては複数枚必要となる場合があります。そのため、申請があれば複数枚の交付（原本の交付枚数を1枚とし、被災者が複数枚の交付を求める場合には、原本証明を行うことで対応することを含む。）を認めるよう対応してください。

なお、令和元年度に発生した災害で罹災証明書の交付業務を行った市町村に対し実施した実態調査の結果においても、原本証明で対応している自治体を含め、ほぼすべての自治体で複数枚の交付を行っていたところです。

2. 罹災証明書の代理申請について

発災時には、罹災証明書の交付申請に当たり、高齢である、遠隔地に避難しているなど様々な理由により、被災者本人が申請に来られない場合があります。そのため、代理人による申請も認めるよう対応してください。

なお、上記実態調査の結果においても、ほぼすべての自治体で代理申請を認めていたところです。

以 上

令和元年度に発生した主な災害のうち、罹災証明書交付業務を行った市町村に
対し、実態調査を実施

【対象災害】

山形県沖を震源とする地震、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年房総半
島台風、令和元年東日本台風

【回答数】

184市町村

284

罹災証明書の申請手数料

問 地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、罹災証明書の交付申請手
数料を徴収しているか。

徴収している	徴収していない
7市町（4％）	177市町村（96％）

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公 印 省 略）

罹災証明書の様式の統一化について

罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が任意の行為として交付してきたものであり、その様式についても、各自治体による独自支援を含めた各種支援制度の適用の判断等に活用するため、各自治体において必要性に応じて定めてきたところです。平成 25 年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、罹災証明書の交付が法律で位置づけられた際にも、当該事務を自治事務と位置づけ、様式についても引き続き任意としてきたところです。

一方で、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一して欲しいとの要望が出ているところです。

そのため、別紙のとおり罹災証明書の統一様式を提示することとしましたので、お知らせいたします。自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の統一様式への見直しが進むよう、別添の【留意事項】も含め、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

＜参考：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）＞

（罹災証明書の交付）

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 略

別 紙

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

別 紙
(記載例)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家※の 所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☒ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

- ・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

✓追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする

- ・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第 90 条の 2 第 1 項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

- ・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

- ✓「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報
※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。
- ✓「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報
- ✓「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

- ・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「平成 31 年度における被災者支援の適切な実施について」（平成 31 年 4 月 11 日府政防第 550 号）や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成 30 年 3 月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）
（公 印 省 略）

罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査・判定方法や罹災証明書の交付などの罹災証明書交付業務における必要な事項については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下、「運用指針」という。）や「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（以下、「手引き」という。）等において示しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、罹災証明書交付業務において、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）が発生することが懸念されることから、感染防止対策を下記のとおり取りまとめましたので、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 被害認定調査等に係る市町村向け説明会の実施について

近年の災害において、都道府県は、災害発生後速やかに被害認定調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施することが求められています。対面による説明会開催の場合、感染リスクが高まることから、テレビ会議システム等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、感染拡大防止のための取組を事前に検討して頂きますようお願いいたします。なお、テレビ会議システム等が活用出来ない場合には、映像資料（内閣府作成）を活用した研修など他の代替措置をとることを検討してください。

テレビ会議システム等の活用や他の代替措置をとることが困難な場合には、別添

の感染防止対策等を講じた上で説明会を実施して頂きますようお願いいたします。

2. 被害認定調査について

第2次調査及び再調査では、住家内に立ち入り詳細調査を行うため、被災者の立会いが必要となります。市町村は、別添の感染防止対策等を講じた上で、調査を実施して頂きますようお願いいたします。

3. 罹災証明書の申請・交付について

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討して頂くとともに、窓口での対応に際しては、別添の感染防止対策等を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施して頂きますようお願いいたします。

<申 請>

市町村は、申請に際し、市町村独自で構築している電子申請システムやマイナポータルのぴったりサービスなどによる電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討して頂きますようお願いいたします。

<交 付>

市町村は、交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討して頂きますようお願いいたします。

4. 被災者への広報について

市町村は、被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や罹災証明書の申請・交付方法などについて、別添の対応方針等を踏まえつつ、適切な広報を行う必要がありますので、あらかじめ、広報の方法等についてご検討頂きますようお願いいたします。

5. 業務の効率化や体制の構築等について

発災時には、上記1～3で示す各フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、体制構築に当たっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項

について」（令和2年5月22日付け 総行派第20号 総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長通知）が発出されており、受援側地方公共団体（被災市区町村及び被災都道府県）、応援側地方公共団体（総括支援チーム派遣団体並びに対口支援団体及びこれと一体的支援を行う市区町村）ごとの留意事項が通知されておりますので、こちらも踏まえて、ご検討頂きますようお願いいたします。

6. 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等について

発災時には、短期間で多くの職員が罹災証明書交付業務を行うこととなり、上記1～3で示す各フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進めて頂きますようお願いいたします。

7. その他

- ・運用指針や手引き等については、令和2年3月に、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）への対象拡充に伴う見直し等の改定を実施していますので、ご留意ください。
- ・罹災証明書の様式については、自治体等からの様式統一に対する要望を踏まえ、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号（内閣府政策統括官（防災担当））において、統一様式を提示するとともに、罹災証明書の交付枚数や代理申請については、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和2年3月30日付け事務連絡（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当））において、統一的に運用することが適切である旨を通知していますので、これらの通知等も参考としつつ、罹災証明書の適切な交付に努めていただくようお願いいたします。

<参考：映像資料等掲載先（内閣府ホームページ）>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

以 上

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付 原、佐藤、安田
Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034
Mail tomohisa.hara.v2u@cao.go.jp
toshiki.sato.y8v@cao.go.jp
hayato.yasuda.s4x@cao.go.jp

新型コロナウイルス流行に伴う発災時における被害認定業務の留意事項について

フェーズ	対応方針	感染防止対策
被害認定調査等 に係る市町村向け説明会	・市町村職員を集めて実施する場合は、感染リスクが高まることから、テレビ会議システムを活用するなど、感染拡大防止のための取組を検討してください。 ・テレビ会議システム等が活用できない場合には、既存の映像資料（内閣府作成）を活用した研修など他の代替措置をとることを検討してください。 ・いずれの方法においても実施が困難な場合には、所要の感染防止対策を講じた上で、説明会を実施してください。（対策例は右記参照）	＜参加者の感染防止対策＞ ・参加者は、最小限の人数とする ・マスク着用、手洗い、咳エチケット ＜会場内の感染防止対策＞ ・会場内の換気 ・複数人が触る箇所の消毒（扉や共用部 等） ・座席配置等の距離の確保（Social distancing） ・受付等を行う場合には、並ぶ位置を指定するなど人との距離を確保することや、対面時には必要に応じてパーティション等を設置
被害認定調査	・調査員の感染防止対策を実施してください。（対策例は右記参照） ・第2次調査及び再調査では、住家内に立ち入り詳細調査を行うため、被災者の立ち合いが必要となることから、事前に被災者の感染防止対策を周知してください。（対策例は右記参照）	＜調査員の感染防止対策＞ ・最小限の人数（2～3人） ・マスク着用、手洗い、咳エチケット ・機器のこまめな消毒 ・体調が悪ければ交代 ＜被災者の感染防止対策＞ ・立ち合いは、最小限の人数 ・マスク着用、手洗い、咳エチケット ・住家内の換気
罹災証明書の 申請・交付	・窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、出来るだけ接触のない手続方法を検討してください。 ＜申請＞ ✓電子申請、郵送申請 ✓窓口対応の場合は、申請を分散化（事前の整理券配布、地域別の申請等）、被災者、職員等の感染防止対策（対策例は右記参照） ＜交付＞ ✓郵送 ✓窓口対応の場合は、交付を分散化（事前の整理券配布、地域別の配布等）、被災者、職員等の感染防止対策（対策例は右記参照）	＜被災者の感染防止対策＞ ・窓口への来訪は、最小限の人数とする ・マスク着用、手洗い、咳エチケット ＜窓口職員の感染防止対策＞ ・最小限の人数 ・マスク着用、手洗い、咳エチケット ・機器のこまめな消毒 ・体調が悪ければ交代 ＜会場内の感染防止対策＞ ・会場内の換気 ・複数人が触る箇所の消毒（扉や共用部等） ・被災者同士等の人と人との距離を確保（Social distancing） ・受付等を行う場合には、並ぶ位置を指定するなど人との距離を確保することや、対面時には必要に応じてパーティション等を設置

※広報の注意点

上記の対応方針を踏まえ、必要な広報を実施

（具体例）

- ・調査：立会いが必要な場合は最小限の人数とする、被災者の感染防止対策 など
- ・申請・交付：どのような方法で行うのか。また、窓口対応の場合には、最小限の人数とし、被災者の感染防止対策 など

総行派第20号
令和2年5月22日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事・防災・市区町村担当課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（人事・防災担当課扱い）
} 殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課応援派遣室長
（公 印 省 略 ）

被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における
新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について

大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである被災市区町村応援職員確保システムにつきましては、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」及び「被災市区町村応援職員確保システムに関する運用マニュアル」に基づく運用に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生が続く状況下での応援職員の派遣については、感染症の拡大防止に万全を期することが重要であることから、受援側地方公共団体（被災市区町村及び被災都道府県）、応援側地方公共団体（総括支援チーム派遣団体並びに対口支援団体及びこれと一体的支援を行う市区町村）それぞれにおける留意事項を下記のとおりとまとめました。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意いただき、平時からの準備や災害時の対応を行っていただきますとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を周知いただきますよう併せてお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 受援側地方公共団体

- （1）職員が活動する場所において、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることをより一層推

進するとともに、手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底すること。

※災害対策本部の対応については、別紙の①を踏まえること。

※避難所の対応については、別紙の②～⑤を踏まえること。

- (2) 感染症対策に必要な物資・資材については、平時の事前準備も含め、その確保に努めること。
- (3) 応援業務の選定に当たっては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性のほか、地元事業者等への業務委託等についても検討するなど、業務の効率化・省力化を図ることを通じ、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意すること。
- (4) 応援要請にあたっては、受援側地方公共団体における感染者発生状況等の情報を確保調整本部及び応援側地方公共団体に提供すること。また、受援開始後の日々の情報についても、災害対応に従事する職員に係る状況を含め、同様に確保調整本部及び応援側地方公共団体に提供すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた旨の連絡を受けたときには、受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体への連絡が円滑に行えるよう、必要な対応の調整を行うこと。

2 応援側地方公共団体

- (1) 派遣前の検温、被災地で活動中の定期的な検温を実施する等、派遣職員の健康管理を徹底すること。派遣前に発熱やせき等の症状が見られた職員の派遣は控えること。また、派遣から帰任した後も、当面の間定期的な検温を継続する等健康管理に気を配ること。
- (2) 派遣職員においては、活動現場、宿泊先及び移動時等、常時、定期的な手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底すること。
- (3) 会議等を行う際は、出席者を必要最低限とし、出席者間の間隔を広く保ち、必要以上の交錯がないように導線に留意し、十分な換気を行うことにより、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることをより一層推進すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた場合には、当該職員を個室や開放スペース等に隔離するとともに、受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体に連絡し、対応の指示を仰ぐこと。また、

当該職員の濃厚接触者についても同様に受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体に対応の指示を仰ぐとともに、派遣職員の交代を検討する等、健康管理を徹底すること。

※濃厚接触者の定義については、別紙の⑥を参照すること。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する政府等における対策等については、以下をご参照ください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/>

- ・ 新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- ・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項（日本感染症学会HP）

http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/2019ncov_ippan_200203.pdf

連絡先

公務員部公務員課応援派遣室

電話 03-5253-5230（直通）

関連する通知等

【災害対策本部関係】

- ① 「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」
(令和2年4月27日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427_bousai_79.pdf

【避難所関係】

- ② 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
(令和2年4月1日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第1号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200401_bousai_62.pdf
- ③ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」
(令和2年4月7日付け内閣府・消防庁・厚生労働省事務連絡)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200407_bousai_jimul.pdf
- ④ 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」
(令和2年4月28日付け内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁事務連絡)
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200428jimurenraku.pdf>
- ⑤ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」
(令和2年5月21日付け府政防第939号・消防災第87号・健感発0521第1号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200521_bousai_87.pdf

【濃厚接触者の定義】

- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」
(国立感染症研究所感染症疫学センター)
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と
独立行政法人都市再生機構との協定について

災害発生時には、被災自治体において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 に基づく住家の被害状況調査に係る業務（以下「住家の被害認定業務」という。）の迅速かつ円滑な実施が求められているところですが、「令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート（最終とりまとめ）」（令和 2 年 3 月）において、「自治体間の応援職員等による支援のみでは不足する場合もあると考えられることから、（独）都市再生機構は、国からの派遣要請に応じて自治体の行う家屋被害認定調査の支援ができるよう、内閣府の協力を得て、家屋被害認定調査に係る知見を組織に蓄積していくとともに、早期に支援体制を確保する。」と位置付けられたところです。

そのため、住家の被害認定業務に関して内閣府が行う被災自治体への支援について、内閣府と（独）都市再生機構が、迅速な復旧・復興まちづくりの観点から連携協力を図るため、別添の協定を締結しましたのでお知らせします。

今後、災害発生時には、内閣府からの要請に基づき、（独）都市再生機構から派遣された職員が被災自治体に対し、住家の被害認定業務の内容の説明、住家の被害認定業務の実施計画の策定に係る助言や現地調査の実施に係る助言等の支援業務を実施する場合がありますので、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付 原、佐藤、安田
Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034
Mail tomohisa.hara.v2u@cao.go.jp
toshiki.sato.y8v@cao.go.jp
hayato.yasuda.s4x@cao.go.jp

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 5 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査・判定に必要な事項については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等（以下、「手引き等」という。）により示しているところですが、判定の適切な実施や、個々の災害ごとに様々な支援制度が設けられ、その判定にも被害認定調査の資料の活用が期待されていることから、住家の被害認定調査にあたっては、下記の点に留意するよう、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

1. 被災者自身による写真撮影の協力依頼及びその撮影時の留意事項について

被災者が各種被災者支援を受けるためには、罹災証明書の交付を受ける必要があります。その前提として市町村職員が住家の被害認定調査を行います。その前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査が困難となるため、あらかじめ、可能な限り被災者が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておいていただくよう広報の徹底をお願いいたします。

なお、被災した住家の写真撮影に係る広報用のチラシについて、別添のとおり作成しておりますので、適宜ご活用ください。

2. 調査員による住家の被害認定調査に係る写真撮影について

被災した住家の調査・判定にあたっては、判定根拠として、損傷箇所の写真撮影が重要となります。この写真は、被災者から再調査依頼があった場合、依頼

の内容を精査する際の根拠資料にも活用されるため、十分な枚数を撮影するようお願いいたします。

なお、撮影に当たっては、手引き等とあわせて、下記の点に留意の上、撮影していただきますようお願いいたします。

<撮影上の留意点>

※枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になっても構いません。

✓被害箇所は漏れなく撮影するよう留意してください。

✓被害が客観的に良くわかるよう、下記の手順を参考に各部位の撮影を実施してください。

- ① 建物の全景写真は可能な限り周囲4面を撮影（4枚）
- ② 浸水被害等がある場合、メジャー等をあてて全体を写した遠景と目盛りが読み取れる近景を撮影（2枚）
- ③ 水害における外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していると判断した場合には、その内容が分かる写真も別途撮影（2枚）
- ④ 建物の傾斜角を撮影する場合、建物4隅の測定結果を撮影（4枚）
- ⑤ 室内を撮影する場合、被災した部屋ごとの全景写真を撮影（複数枚）
- ⑥ 被害箇所の面積割合が分かるよう、被害箇所も含む見切り範囲を撮影（複数枚）
- ⑦ 被害程度が分かるよう、被害箇所のクローズアップ写真を撮影（複数枚）

✓指さし確認による撮影も、後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。

✓室外で撮影する場合、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。

✓室内で撮影する場合、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

✓撮影した写真データは、調査票とあわせて整理する必要があります。データ整理を容易にするため、カメラの日時設定は正確にしておき、写真に撮影日時の記録を残しておくとういでしょう。

✓最初に撮影する箇所と撮影の順序をあらかじめ定めておくとう整理が容易になります（調査票の調査番号部分から撮影するなど等）。また、定められた撮影方法は、整理を円滑に行うためにも遵守してください。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付 辻野、佐藤、安田

Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034

Mail g.higain@ca.go.jp

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

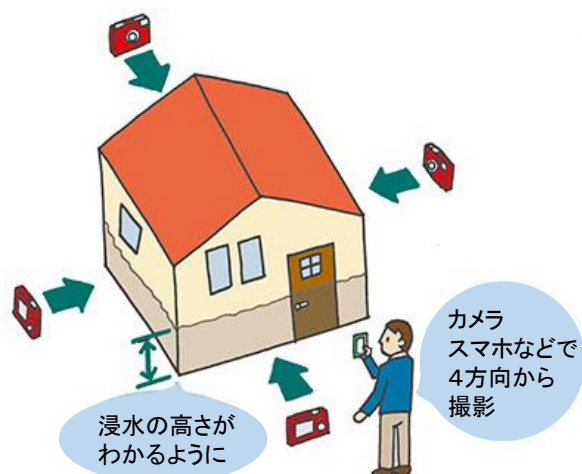
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

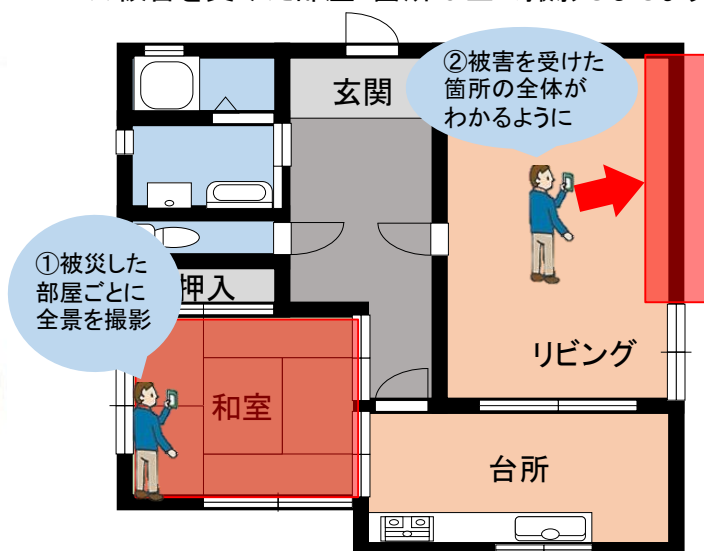
＜想定される撮影箇所＞

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公 印 省 略）

罹災証明書の統一様式の改定について

罹災証明書の様式については、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一してほしいとの要望を受け、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和 2 年 3 月 30 日付け府政防第 737 号内閣府政策統括官（防災担当））により、罹災証明書の統一様式を提示しているところです。

令和 2 年 12 月 4 日に「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 69 号）」が公布・施行され、被災者生活再建支援金の支給対象として、新たに「中規模半壊世帯」が追加されました。当該被災世帯については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき市町村が交付する罹災証明書に記載される住家の被害の程度により判断することとしているところであり、具体的には、住宅の損害割合が 30%以上 40%未満又は損壊割合が 30%以上 50%未満の世帯について、中規模半壊世帯として取り扱うものとしているところです。

これに伴い、罹災証明書の統一様式について、別紙のとおり改定いたしましたので、別添の【留意事項】と併せて、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

なお、統一様式への見直しにあたっては、被災世帯の早期の生活再建に資するよう、マイナンバーの利用や電子申請等のデジタル技術の活用等による罹災証明書交付業務の迅速化・効率化を積極的にご検討いただくようお願いいたします。

＜参考：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）＞

（罹災証明書の交付）

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 略

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

参考

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☒ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長



(記載例)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家※の 所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☒ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

- ・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

✓追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする

- ・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

- ・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

- ✓「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報
※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。
- ✓「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報
- ✓「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

- ・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「令和2年度における被災者支援の適切な実施について」（令和2年4月23日府政防第867号）や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（令和2年3月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

府政防 6 7 0 号
令和 3 年 6 月 24 日

警察庁警備局長 殿
消防庁次長 殿
中小企業庁次長 殿
国土交通省住宅局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準については、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号）（以下「平成 13 年通知」という。）において、統一基準を通知しているところである。

その後、平成 25 年 6 月施行の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書の交付が義務付けられ、令和元年 10 月には、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく住宅の応急修理の対象が準半壊に拡大されるとともに、令和 2 年 12 月施行の被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の改正により、中規模半壊世帯が支援金の支給対象として追加されたことを踏まえ、平成 13 年通知の別紙を次表のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性に鑑み、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

各都道府県知事 殿
各救助実施市市長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公印省略）

令和5年度における被災者支援の適切な実施について

平素より被災者支援行政につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

近年、災害による被害が相次いで発生しているため、本年度においても引き続き、平時からの準備も含め、災害発生時にあつては下記について適切な対応をお願いします。

また、関係部局及び都道府県内市町村に周知し、被災者支援に万全の対応を実施していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 指定避難所の一層の指定・公示、指定福祉避難所の受入対象者の特定の検討について
避難所の確保については、想定される避難者数を勘案し、必要な場合には指定一般避難所及び指定福祉避難所の一層の指定・公示に取り組むようお願いします。

また、安全な親戚、友人宅等への避難の検討とともに、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所の確保が重要です。事前にホテル・旅館等との協定の締結、災害発生時等における具体的な対応に関する事前調整を行うなどの準備をお願いします。

さらに、福祉避難所については、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者及び病弱者等の受入対象者を特定し、公示するよう積極的な検討をお願いします^[1～2]。

2. 避難所における良好な生活環境の確保について

（1） 避難所の良好な生活環境の確保について^[3～8]

避難所において良好な生活環境を確保することは、被災者の健康を維持し、災害関連死を防ぐ上で重要です。このため、以下のような取組について、平時から十分に準備し、対策を講じるようお願いします。その際、民間事業者を積極的に活用することとし、食料の提供、備品・設備の確保、物資輸送等に関する協定を締結し、災害時に必要な協力を得られるよう取組をお願いします。

ア) 避難者の十分なスペースの確保

避難者のスペースは、避難所において確保するだけでなく、安全な親戚・知人宅への避難も呼びかけることにより、十分に確保すること。

イ) 避難所運営体制の確立

あらかじめ避難所の運営責任者を決定しておくほか、市町村が中心となり、学校等施設の管理者、自治会・自主防災組織・ボランティア等との間で、平時からいわゆる避難所運営委員会を設置し、避難所運営会議を開催するなど日頃からの協力関係を構築しておくこと。

ウ) 避難所の衛生的な環境の維持、避難者の健康管理

避難所における感染症対策、衛生管理に取り組むとともに、保健福祉部局、保健所等と連携し、十分な体制を確保すること。

エ) 避難所の利用計画の作成

施設の管理（所有）者と調整し、感染症対策も考慮した避難所内の空間配置図、レイアウト図等をあらかじめ作成すること。

オ) 温かい食事の提供等

温かい食事の提供、栄養管理について考慮すること。あらかじめ食料・飲料水の備蓄に努めるほか、地域、ボランティアによる炊き出し、企業による弁当の提供等の協力について協定を締結しておくなど、具体的な方法を事前に準備しておくこと。

また、令和4年3月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第76号）が改正されたことを踏まえ、避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応に取り組むこと^[9]。

カ) トイレの十分な確保・適切な管理

トイレが利用できない事態が発生した場合、様々な健康被害、衛生環境の悪化につながる。携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について、各地方公共団体において想定される災害の最大避難者数に基づき、改めて携帯トイレ・簡易トイレの必要数を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄すること^[10]。

また、マンホールトイレの整備に努めるほか、民間事業者と協定を締結するなど、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理すること。

キ) 簡易ベッド・毛布の導入

寝床について、床に長期的に横たわることにより、エコノミークラス症候群を引き起こすだけでなく、埃等を吸い込むことによる健康被害も心配されることから、段ボールベッド等の簡易ベッドを導入すること。あらかじめ備蓄に努めるほか、民間事業者と協定を締結し、災害時に必要な協力を得られるよう準備しておくこと。

また、毛布の備蓄について、各地域における最大想定避難者数に基づいた必要量を確保するとともに、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄すること^[11]。

ク) 冷暖房設備の確保

暑さ寒さ対策として、平時から冷暖房設備の確保に取り組むとともに、熱中症対策を行うこと。

ケ) 配慮が必要な方への対応

避難所には、高齢者、障害者、女性、子供、外国人及び性的マイノリティ等の多様な避難者がおり、それぞれ多様なニーズがあることを理解し、避難所運営に努め

ること^[12]。

コ) プライバシーの確保

防犯のため、見通しを確保することに留意しつつ、間仕切りにより世帯ごとのエリアを設けるなどの対策を行うこと。

サ) 女性及び子供に配慮した避難所運営

避難所の責任者、避難者による自主的な運営組織に女性が参画し、女性及び子供のニーズについて意見が反映できる環境を確保して対策を講じること。子供への配慮については、遊び場、学習のためのスペースの設置を検討すること。

シ) ペットへの対応

避難所のペット対策について、避難所ごとの避難スペース、施設ごとの事情等を踏まえ、事前にペット同伴避難のルール（同居可、同居はできないが飼育スペースあり、動物を連れての避難は不可等の別）を決めておくなど、ペット同伴避難に向けた準備をしておくこと。

ス) 被災者自らが情報収集できる手段の提供

①ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、Wi-Fi 等の通信・情報機器を確保するとともに、②携帯電話、スマートフォンを避難所で充電できるよう、非常用電源等の確保に加え、避難者に充電ケーブルの持参を呼び掛ける取組等を含め行うこと。また、令和4年5月25日に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）が施行されたことを踏まえ、障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得に向け、避難所における体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること。

セ) 防災機能設備等の確保

非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等について、①平時において、自らの整備状況を確認し、災害時に必要となる容量、個数等を検討し、充実強化を推進するとともに、②防災機能設備等を保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設、民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる協力を得られるよう準備しておくこと。

また、社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善に係る施設整備（国庫支出金を受けて実施するものを除く。）に対し、地方単独事業として自治体が支出する補助金について、令和5年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象となっているので活用願いたい。

なお、内閣府では、令和5年度において、避難所において良好な生活環境が確保されるよう、避難所に関連する国の施策等の説明、自治体における避難所運営の事例を共有するため、全国の担当者を集めた説明会を開催する予定です。詳細は改めて連絡しますので、積極的な参加をお願いします。

(2) 避難所外避難者を含めた被災者の支援について

避難所外避難者に対しても、物資の提供、安否確認等の支援が適切に行われるよう、対応を検討しておくことが重要です。

例えば、避難者への物資の受け渡しについて、避難所外の地区の拠点において、消

防、市町村の職員、地区の代表者の協力を得て行うことが考えられます。また、安否確認等については、自治会、保健所、福祉関係団体等とも連携しながら行うことが考えられますので、地域の実情に応じて適切な対応をお願いします。

また、避難所の受付窓口では、必要に応じ、被災者に関するアセスメント調査票^[13]を配布し、避難所にいる避難者だけでなく、避難所に生活物資等を受け取りに来る在宅避難者等の被災状況の確認に活用するとともに、被災者台帳につなげるよう検討をお願いします。

(3) 避難所の開設、運営に関する訓練等の実施について

内閣府では、令和3年度に自治体に対する避難所運営に関する研修の実態調査^[14]を行いました。この中で、都道府県では87%、市町村では53%が避難所運営に関する研修を行っており、研修の内容としては、避難所運営に関する講習会の実施、避難所の開設、運営に関する訓練等が実施されていました。

避難所における良好な生活環境の確保等に当たっては、平時から避難所の開設、運営に関する訓練等を実施し、地域住民、自治会、社会福祉協議会、NPO等の多様な主体との関係を構築することが重要です。

このため、避難所の開設、運営に関する訓練等の研修を実施していない自治体については、速やかに実施を検討するとともに、既に取り組を進めている自治体も含め、災害時において適切な被災者支援ができるよう、多様な主体との連携、PDCAを踏まえた研修内容の改善等、日頃からの取組をお願いします。

また、内閣府においても、令和4年度から意欲ある地域の人材に避難生活支援の知識、ノウハウを身に付け、行政と連携して避難生活支援に当たるよう、「避難生活支援リーダー／サポーター」モデル研修^[15]を実施しています。令和5年度も引き続きモデル地区を広げて実施する予定です。

3. 避難行動要支援者の避難支援等について

(1) 個別避難計画について

令和3年5月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正において、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の作成手順等を周知^[16]しており、個別避難計画作成の優先度が高いと市町村が判断される方について、令和3年5月の法改正からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むようお願いします。（なお、令和3年度から作成経費について、地方交付税措置が講じられています。）

個別避難計画は、避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保に課題があったことを踏まえて災害対策基本法に位置付けられたことから、個別避難計画作成の取組に当たっては実効性が確保されるよう、①庁内の連携、②庁外との連携、③福祉専門職の参画、④避難訓練の実施に留意して取り組むようお願いします。

個別避難計画を作成する際の優先度の検討は、早期に計画を作成する手段であることから、速やかに検討を完了し、実際の計画作成に取り組むようお願いします。この点、優先度を検討すること自体が目的ではないことに留意するようお願いします。

計画作成に取り組むに当たり参考となる事例が、令和3年度・4年度に実施した優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の報告書に取りまとめられているので、参考とするようお願いします^[17]。

なお、都道府県におかれては、市町村に対し、事例、留意点等の提示、研修会の実施等の取組を通じて、市町村の取組を支援するようお願いします。特に、個別避難計画が未作成の市町村に対しては、市町村が抱えている課題解決に向けた助言を適宜行うとともに、市町村の取組状況の定期的な確認等をお願いします。

また、個別避難計画の作成に取り組む市町村職員、関係者に作成手順の例を分かりやすくまとめた資料^[18]を配付していますので、計画未作成の市町村に対する支援に活用するようお願いします^[19]。

(2) 避難行動要支援者名簿について

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に記載等された避難行動要支援者を対象として、優先度の高い方から作成することとなります。

避難行動要支援者名簿には、自ら避難することが可能な者も含まれている可能性があるため、必要に応じ、対象者選定の要件の見直し等をお願いします。一方で、避難行動要支援者名簿に記載等すべき者が記載等されていないことを防ぐため、地域の鍵となる方、団体と連携するようお願いします。

また、避難行動要支援者の同意を得て平時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供するようお願いします。同意が無い者に係る条例の特別の定めについても必要に応じ、検討するようお願いします。この点、個別避難計画についても併せて対応するようお願いします。

併せて、避難の実効性を高めることに、避難訓練が役立つものであるため、都道府県、市町村が実施する訓練のほか、自主防災組織、自治会が実施する訓練においても、避難行動要支援者の訓練への参画について検討するとともに、避難行動要支援者自身が家族、支援者等とともに行う自主的な訓練についても呼び掛けるようお願いします。

4. 災害ケースマネジメントの実施に向けた取組について

被災者の自立・生活再建を図るためには、被災者一人ひとりの被災状況、生活状況の課題等を個別の相談等により把握し、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組（災害ケースマネジメント）が重要です。

内閣府では、令和3年度に防災基本計画に関連記載（※）を追加するとともに、この取組が全国的に広がるよう、先進的な事例をまとめた取組事例集を作成・公表しました^[20～21]。

令和4年度には、被災経験の有無を問わず、全国の地方公共団体が災害ケースマネジメントを実施できるよう、標準的な取組方法をまとめた手引きを作成・公表し、全国の地方公共団体に共有したところです^[22～23]。

各地方公共団体におかれては、事例集、手引きを参考にしつつ、地域の実情に応じ、発災時に円滑に災害ケースマネジメントを実施できるよう、平時の段階から取組を進めるようお

願います。

また、内閣府では、令和5年度において、事例集、手引きを用いて、

- ・地方公共団体・福祉関係者・NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会の実施
- ・取組の中心となる地方公共団体職員等が、発災時に具体的な取組を行うことができるよう、議論・意見交換等をする場を設けること

等を検討していますので、積極的に活用するよう願います。

- (※) 「国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。」

5. 被災者台帳の作成について

被災者台帳は、被災者の支援について支援漏れ、手続の重複をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するため、災害発生時の被災市町村において、個々の被災者の被害状況、支援状況、配慮事項等を一元的に集約し、作成されるものであり、被災者の各種情報を共有できるため、4.の災害ケースマネジメントにも活用できます。

被災者台帳の作成に当たっては、災害発生後に速やかに情報を収集することが可能となるよう、被災者台帳に記載・記録する事項及び関係部局の把握、情報入手・共有・提供のための方法等のルール決定等をマニュアル化すること、被災者台帳作成のための研修、被災者台帳を活用した訓練を行うなどの平時からの準備が重要です。

また、被災者台帳の作成時にマイナンバーを利用することで、被災者の援護事務に必要な情報（特定個人情報）を庁内から入手することが可能となるほか、被災者が他の市町村の住民の場合は、その団体から当該住民の福祉関係情報の提供を受けることができるため、実務指針を参考にして、マイナンバーを積極的に活用するよう願います。

市町村においては、実務指針^[24]、事務連絡等^[25]を確認し、被災者台帳の作成等を積極的に行うよう願います。

6. 円滑なボランティア活動を行うための関係機関の連携・協働について

(1) 関係機関との連携体制の構築について

災害発生時には、被災地の内外からボランティアが駆け付け、様々な被災者支援活動を行うなど、ボランティアは被災地の復旧・復興、被災者の生活再建において重要な役割を果たしており、こうしたボランティア活動が円滑に行われるよう、行政、社会福祉協議会及びNPO等の支援団体が連携・協働して、支援団体間での情報共有、活動調整を行うことが重要です。

特にボランティアの受入れが被災地域、近隣地域からに限られるなど活動人員に制約のある条件下においては、支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO、多様な民間団体等の活動調整を行う災害中間支援組織等が一層連携・調整して支援活動を行うことが必要となります。

そのため、災害発生時に円滑かつ効果的に被災者支援活動が行えるよう、平時から社会福祉協議会、NPO 等といった地域内の多様な被災者支援団体と顔の見える関係を構築し、災害発生時の情報共有、活動調整について協議する場を持つなど、災害ボランティア活動の環境整備を図るようお願いします。

(2) 災害廃棄物、土砂等の搬出における分担・連携について

災害時に被災家屋からの災害廃棄物、土砂等の円滑かつ迅速な処理のために、災害廃棄物、土砂等の搬出業務を事業者等に委託する場合は、当該事業者等と、あらかじめ災害時の対応に関する協定を締結するなど、平時から地域の実情に応じた委託業者等を確保することが必要です。事業者の選定に当たっては、事業者の所管が複数部局にまたがるため、関係部局と密に情報を共有し、連携して進めることが必要です。

また、災害廃棄物、土砂等の撤去に当たっては、効果的・効率的に撤去作業を進めていくことが重要であることから、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業内容を調査・分担するなどして、効果的に災害廃棄物、土砂等の搬出を行うようお願いします^[26]。

7. 国による物資支援と「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用について

大規模災害が発生した場合には、国が自ら、被災都道府県からの具体的な物資要請を待たずに、被災者の命及び生活環境に不可欠な必需品等を調達し、被災地に緊急輸送するいわゆるプッシュ型支援を実施します。

プッシュ型支援の実施の際は、効率的な物資輸送の観点から、都道府県が設置する広域物資輸送拠点への輸送が基本になるため、被災都道府県におかれては、早急な拠点の開設はもとより、物流事業者への拠点運營業務の委託により必要な人員、資機材を確保するなど、迅速な拠点管理体制を確立するとともに、物流事業者に輸送業務を委託するなど、管内市町村への物資輸送に必要な輸送体制を早期に確立するようお願いします。

同様に、各市町村においても、迅速に支援物資を避難所等へ輸送する必要があるため、拠点管理体制及び輸送体制の早期確立に努めるようお願いします。

また、物資の要請、調達、輸送等に係る各種情報の把握・共有に当たっては、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用により、一層迅速かつ効率的な実施が可能となるため、各地方公共団体におかれては、積極的な活用をお願いします。

なお、平時における災害に備えた取組として、各都道府県、各市町村ともに、物流事業者と協定を締結するなど、拠点管理・輸送体制に万全を期すようお願いします。

併せて、平時における災害に備えた「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用については、内閣府としても災害時の最低限の操作に絞った緊急時マニュアル、操作主体ごとに分かりやすい操作マニュアルの作成、実災害を想定した国主体での操作訓練の実施等、自治体における円滑な導入・運用に向けた支援を実施しているほか、今後、市町村における入力作業が円滑に行われるよう、操作がより容易なシステムに改善を図るとともに、できる限り多くの職員等が操作を習熟できるよう、訓練・研修の充実を図ることとしています。都道府県において、災害時の運用を事前に計画、マニュアルに定め、管内市町村に周知するなど、システム活用に係る意識の共有を図るとともに、システムを活用した実践的

な訓練の定期的な実施等により、システム操作の習熟を図るようお願いします。

また、災害発生時等の混乱下においても、関係機関と正確かつ迅速に備蓄状況を共有できるように、平時から定期的に備蓄状況を確認し、最新の備蓄状況の登録及び更新に努めるようお願いします。

8. 災害救助法の適用等について^[27]

(1) 災害救助法第2条第1項等に基づく災害救助法の適用について（災害が発生した段階の適用）

災害が発生し、住家等への被害が生じた場合のほか、生命・身体への危害を受け又は受けるおそれが生じた場合には災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用が可能となりますので、各都道府県及び救助実施市においては、災害の状況について細心の注意を払うとともに、場合によっては被害の程度が不明確な状況でも、適用に関して躊躇なく、前広に内閣府へ相談するようお願いします。

併せて、避難所の開設についても躊躇なく行うとともに、都道府県と各市町村における被害の状況等の情報共有に万全を期すようお願いします。

(2) 災害救助法第2条第2項に基づく災害救助法の適用について（災害が発生するおそれ段階の適用）

令和3年5月の災害救助法改正により、台風、噴火等の災害が発生するおそれがある段階において、災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合には、告示された所管区域に該当する都道府県等において、災害救助法の適用が可能となりました。

この場合、事前に広域避難する際等に必要となる避難所の供与、高齢者、障害者等で避難行動が困難な要配慮者を輸送するためのバスの借上げ等に必要な費用について、国庫負担の対象となります。

各都道府県及び救助実施市においては、各市町村の避難の必要性等について把握し、細心の注意を払うとともに、適用に関して躊躇なく、前広に内閣府へ相談するようお願いします。

また、災害のおそれ段階における救助の対象範囲等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）

（第二条（避難所の供与）、第十三条（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）及び第十五条（救助事務費））において規定するとともに、「災害救助事務取扱要領」において運用上の留意点等を示していますので、都道府県及び各市町村においても、十分に制度を理解し、運用するようお願いします。

(3) 災害救助法の適切な運用について

災害救助法の運用について、地方公共団体によっては、古い「災害救助事務取扱要領」、過去の取組事例集等に基づき運用されていた事例等が見受けられます。今般の災害に関する運用の状況等も踏まえ、「災害救助事務取扱要領」について適宜見直しを行っていますので、最新の「災害救助事務取扱要領」により運用するようお願いします。

また、応急修理、障害物の除去等については、救助の必要性・内容の妥当性等を明ら

かにできるよう、施工前後の写真等、必要な根拠資料についても、準備するよう市町村に周知をお願いします。

なお、令和5年4月1日付けで「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」が改定され、一般基準額が変更されていますので留意するようお願いします。

(4) 被災住宅の応急修理制度の運用について

住宅の応急修理については、各自治体からの運用に係る質問及びその回答をホームページに掲載していますので、参考にするようお願いします。

また、近年、応急修理の完了について長期化していることも踏まえ、令和3年6月に修理完了期間を従前の1月以内から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内）とする制度改正を行いました。

しかしながら、早期の被災者の生活再建のためには、速やかに修理が完了することが必要であるため、地域の工務店団体等の協力も得つつ、早期完了に向けた環境整備を図るようお願いします。

(5) 災害ボランティアセンターに係る費用について

令和2年7月豪雨以降、救助を実施する被災自治体が、その実施する救助との調整事務を、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者に委託する場合は、その委託事務に係る経費（人件費、旅費）を災害救助法の国庫負担の対象とすることが可能となりました^[28]。

このため、平時より災害ボランティアセンターに係る関係部局、社会福祉協議会等の関係者と災害時の対応を検討するなど連携を図るとともに、発災時の役割分担、災害ボランティアセンターの設置場所等を明確にするための協定等の締結、委託契約書等の委託契約に必要な資料等をあらかじめ作成するなど、災害時に必要となる時には速やかに委託契約を締結することができるよう準備をお願いします^[29]。

9. 住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付について^[30]

(1) 住家の被害認定調査の実施について

災害対策基本法第90条の2の規定により、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないとされています。

内閣府では、基準通知^[31]に基づき、住家の被害認定調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した運用指針^[32]を定めています。また、運用指針の参考資料^[33]において、被害認定調査における各部位ごとの損傷程度を写真により例示するなど、調査の参考となる資料を掲載しています。さらに、住家の被害認定調査に従事する職員の育成、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に関する手順、事例等を掲載した実施体制の手引き^[34]を定めています。これらの基準通知、

運用指針等を踏まえ、適切に住家の被害認定調査を実施するようお願いします。この際、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることから、被災者から市町村に住家被害等の第2次調査、再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するようお願いします。

(2) 被災した住家の写真撮影・保存・活用について^[35～36]

住家の被害認定調査の実施に当たっては、被災者が調査の前に建物の除去、被害箇所がわからなくなるような修理、片付け等をしてしまうと調査・判定が困難となるため、あらかじめ被災者自身が被害状況について写真を撮影し、保存しておくことが肝要です。

また、被災した住家の調査・判定に当たっては、根拠資料として、調査員による損傷箇所の写真撮影も重要となります。

なお、被災者自身が撮影した写真により、「準半壊に至らない（一部損壊）」と自ら判定すること（自己判定方式）も可能であるため、迅速な罹災証明書の交付のため積極的に活用するようお願いします。加えて、住家の被害程度の判定の的確性を担保することが可能であれば、航空写真による全壊判定・ドローンを活用した土砂堆積深の確認等、写真・映像により、「準半壊に至らない（一部損壊）」以外の被害の程度についても調査・判定することが可能であるため、留意するようお願いします。

(3) 罹災証明書の様式等について

罹災証明書の様式については、様式を統一すべきとの地方公共団体等からの要望を踏まえ、統一様式を提示しています^[37]。また、罹災証明書の交付枚数、代理申請については、全国で統一的に運用することが適切です^[38]。これらを踏まえ、罹災証明書の適切な交付に努めるようお願いします。

(4) 災害発生時の罹災証明書交付業務における実施体制の確保等について

災害発生時の被害認定業務における実施体制を確保するため、防災基本計画では都道府県の役割として、被害認定調査担当者のための研修機会の拡充、被害の規模に比して被災市町村の職員のみでは人員が不足すると見込まれる場合の支援、広域的な災害における調査・判定方法の市町村間での調整等がそれぞれ定められています。

被害認定調査担当者の研修機会の拡充については、災害発生時のみならず平時からも、被害認定調査を実施する職員育成のための研修会を開催するなど積極的に取り組むことが重要です。その実施に当たっては、必要に応じ、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるように努めるようお願いします。

なお、本説明会の実施に当たっては、内閣府の担当職員等を説明者として派遣することも可能ですので、随時相談するようお願いします。

被害認定業務については、多くの人員及び時間を要する業務です。被害の規模に比して被災市町村のみでは人員が不足すると見込まれる場合には、都道府県に対し、他の自治体に対する応援の要請について躊躇なく行うとともに、都道府県においては、市町村のニーズをよく把握し、都道府県職員による支援、「応急対策職員派遣制度」（総務省）をはじめとする他の地方公共団体に対する応援の要請、民間の専門家等の活用等について検討するようお願いします。また、都道府県及び市町村においては、日頃より、民間団体、損害保険会社等の民間企業と災害対応の協力等について協定等を締結するなどの準備を進め、応援職員の要請、民間企業の行う被災家屋調査の情報の活用等ができるよう、被害認定の迅速化に向けた取組の推進をお願いします。

さらには、内閣府とUR都市機構において協定^[39]を締結しており、災害発生時には内閣府からの要請に基づき、UR都市機構の職員が被災自治体に対し、住家の被害認定業務の内容の説明、業務の実施計画策定に係る助言等の支援を行っています。当該支援業務に関して、必要に応じて相談するようお願いします。

また、近年の災害においては、被害認定調査・結果の管理、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等の機能を有するシステムを構築・導入し、業務の迅速化・効率化を図っている事例もあります。こうしたデジタル技術の積極的な活用を検討するようお願いします。

10．被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準じる都道府県における支援措置の検討等について

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の支援については、一定規模以上の被害が生じ、被災都道府県のみでは対応が困難な場合は、被災者生活再建支援制度^[40]が適用されます（適用は各都道府県で判断）。

被災者生活再建支援制度の適用に当たっては、被災者の生活再建を支援するという目的を十分踏まえ、被災者の生活の速やかな再建に資するよう、被害状況の調査から支援金の支給に至る事務を適切に行うようお願いします。

また、迅速な制度の適用、被災者への適切な周知・説明、円滑な支援金支給事務の実施等により、支援対象となる被災者が申請期間内に確実に支援金の支給を申請できるようにするとともに、マイナポータル（子育て、介護、防災分野等における行政手続のオンライン窓口。オンラインでの申請が可能となるほか、行政機関等が保有する本人情報の確認、行政機関等からの通知を受信するサービス等を提供。）の積極的な活用、マイナンバーを利用した住民票の添付省略、罹災証明情報に係る庁内連携の実施等、各自治体の人員体制、災害の規模も考慮し、支援金の迅速な支給に努めるようお願いします。

なお、支援金の支給までの期間については、現行申請から支給まで概ね2月半程度要していますが、被災者のためにはその期間を短縮することが重要であり、支給までの期間を30日程度（各自治体の人員体制、災害の規模に応じて更に期間を要する場合もある。）に短縮することを目指したいと考えています。

加えて、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）については、被災市町村、都

道府県のみでは対応が困難な著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に支援金を支給することとしているところですが、同法の適用となる災害による被災世帯を有する都道府県が、同災害で同法が適用されない世帯に対して、条例等に基づき独自支援制度で支援金を支給した場合、同法と同様の支援を行えば支給した額の5割を特別交付税で措置することとされています。現在、多くの都道府県において独自支援制度を創設済みですが、独自支援制度を創設していないその他の都道府県におかれては、被災者の早期の生活再建のためにも、独自支援制度の創設を進めるようお願いします。

1 1. 保険・共済の加入促進について

被災者生活再建支援法は、被災者の生活再建に関する公助の取組ですが、自然災害からの生活再建については自助による取組も重要です。この点については、全国知事会等による「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告においても「国、地方公共団体は連携して関係団体とも協力しながら、住民に対し、自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を促していく必要がある。」とされています。各都道府県におかれては、防災基本計画に基づき、保険・共済に係る事項を地域防災計画に盛り込み、関係部局及び貴管内の市町村への周知等を通じて、貴管内の住民に対し、自然災害による損害を補償する適切な保険・共済への加入の促進に資する情報提供を行うなど、災害への備えとなる自助の取組を促すようお願いします^[41]。

なお、内閣府ホームページに保険・共済の加入を促進するチラシ^[42]を掲載しています。チラシを住民に対して配布するなど、普及啓発をお願いします。

1 2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けについて

(1) 災害弔慰金等の支給について^[43]

令和元年の災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」という。）の改正において、市町村は、災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされていますので、適切な対応をお願いします。

平成31年4月に災害関連死の定義を定め周知したところです。その後、災害関連死の審査状況を把握するために、実績報告の際に災害関連死調査表を提出してもらうよう、令和2年2月に災害弔慰金等負担金交付要綱を改正しました。同調査表は災害弔慰金支給の有無に関わらず提出をお願いします。

(2) 災害援護資金の貸付けについて

災害弔慰金法に基づく災害援護資金の貸付けの申請は、制度の趣旨に照らし、できるだけ早期に貸付事務を行うことが望ましいことから、災害が発生してから3か月以内に申請の受付を完了するよう努めるようお願いします。被災世帯に対し、申請は3か月以内に行う旨を十分徹底するようお願いします。また、貸付に当たっては、被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて限

度額の範囲内で貸付額を決定することが可能であることに留意をお願いします。

平成 30 年には貸付利率に係る法改正、平成 31 年には保証人及び延滞利率に係る政令改正、令和元年には償還免除等に係る法改正が行われたところです。一部の市町村では、制度改正の内容が条例に適切に反映されていないようですので、災害発生時の対応に支障を来すことがないように、制度改正の内容を確認し、条例等に適切に反映するようにお願いします。住民に対して災害援護資金制度の周知を図るよう適切な対応をお願いします。

また、自然災害の影響で住宅ローン等の返済が困難となった者が、債権者との合意に基づき債務整理を行う際のガイドライン「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成 27 年自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会。新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特例を含む。）における「その他の債権者」には、災害援護資金の貸付主体である市町村も除かれるものではありません。

市町村が当該ガイドラインによる債務整理に応じるか否かは、市町村において個別事案に応じて適切に判断するようにお願いします。なお、市町村が債務整理に応じた場合、災害弔慰金法に基づく免除要件には該当しないため、国の貸付金は免除できないことを承知おきください。

1 3. 被災者支援業務等におけるデジタル技術の活用について

- (1) クラウド型被災者支援システムの活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について
被災者が災害発生後に速やかに生活再建に着手するためには、各種被災者支援手続を迅速に行う必要があります。そのため、平時よりデジタル技術の活用等による業務の迅速化・効率化を積極的に検討するようにお願いします。

① クラウド型被災者支援システムの導入・活用について

被災者台帳の作成等の被災者支援手続に関する機能を備えた「クラウド型被災者支援システム」を令和 3 年度に構築し、令和 4 年度に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において運用開始しました。

本システムでは、災害時に住民情報と被災情報を連携させて被災者台帳を作成することが可能になり、被災者一人ひとりの状況を把握し、きめ細かな支援を行う災害ケースマネジメントにも活用できます。

また、住民がマイナポータルを活用した^り 罹災証明書等の電子申請について、システム上で申請情報を確認し、被災者台帳への申請情報の自動反映及び罹災証明書等のコンビニ交付を可能とするなど、災害時の行政事務の効率化及び被災者の利便性向上を図ることができます。

さらに、罹災証明書を交付するための被害認定調査においては、民間の被害認定調査等の機能を有するシステムと情報を連携する機能、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成支援の機能等も備えており、災害時のみならず平時からの行政事務の効率化にもつながります。

加えて、平時に避難所の登録を行った場合、災害時に被災者が避難所に避難をした際、マイナンバーカードを用いて入退所管理ができ、迅速に避難者名簿を作成することができます。被災者台帳、避難行動要支援者名簿・個別避難計画及び避難者名簿はリンク付けされており、被災者ごとにこれらの情報を横断的に検索及び閲覧できるため、各支援部門の担当者が繰り返し被災者にヒアリングすることなく被災者支援を行うことができます。

本システムはクラウド上に構築されているため、これから被災者支援に係るシステムを導入する地方公共団体については、導入・運用に係るコスト及び事務負担を低減することができます。また、導入経費等について緊急防災・減災事業債、普通交付税及び特別交付税の措置が講じられています。

J-LIS 及び内閣府防災では、今年度も全国の自治体向けにオンラインによる説明会を開催するほか、都道府県及び市区町村に対してシステムの導入手順・機能に関する説明会^[44]及び実際にデモ機器を操作する機会を設ける予定です。各地方公共団体におかれては、このような機会を活用し、本システムの導入を積極的に検討するようお願いいたします。

② 被災者支援に係るマイナポータル^りの活用について^[45]

災害発生後、各地方公共団体は被災者の生活再建の取組を支援する各種制度を展開しますが、その際、被災者と行政の双方において様々な負担が生じることを踏まえ、各種手続を迅速かつ効率的に行うことが重要です。

災害発生時に市町村が行う各種被災者支援の手続において、マイナポータルを活用することにより、被災者は、居住する市町村の窓口に出向かずともマイナポータル上で自らの被災状況に即した支援制度（罹災証明書の発行、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の支給等）を検索・確認し、申請届出書をオンラインで作成・印刷すること、電子申請機能を用いて申請等を行うことが可能となります。

また、市町村は、マイナポータルを通じて、被災者支援制度の周知、申請届出様式の提供等を行うことと併せ、被災者からの申請内容を電子データで受け取るなど、事務作業の効率化を図ることが可能となります。

被災者及び行政の負担軽減を図り、迅速かつ効率的な被災者支援を実施するため、マイナポータルの積極的な活用をお願いします。

（２） 「マイ制度ナビ」の活用について

大規模災害時には、各省庁、各都道府県等から被災者支援の制度の情報が提供されていますが、多くの制度があること、順次新たな制度が追加されることから、被災者、地方公共団体の行政機関窓口の職員等（以下「被災者等」という。）が必要な制度を調べ、利用できるまでに時間・労力を要している状況であると思われます。そのため、被災者等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるような環境の整備が重要であると考えています。

こうした状況を踏まえ、被災者等への支援制度の利用促進及び生活再建支援の迅速化を図るため、デジタル庁において平時の支援制度に加えて、災害時の生活再建支援

制度及び災害対応の事例を一元的に集約したデータベース（マイ制度ナビ）^[46]を整備し、各省庁、各都道府県には、支援制度の登録をお願いしています。引き続き、支援制度の登録とともに、支援制度の検索等において活用するようお願いします。また、被災者への周知についても協力をお願いします。

（３） 「災害対応 e ラーニング」の活用について

内閣府では、災害時に災害対応業務を行う職員（特に普段防災業務に従事していない職員）を対象に、災害対応に必要な基礎知識、手順等を、常時、短時間で習得することができる「災害対応 e ラーニング」^[47]を公開・運用しています。

この e ラーニングでは、令和 3 年度までに「避難所開設・運営」、「住家被害認定調査・罹災証明書交付」及び「避難情報の判断・伝達」の 3 つのテーマを公開しています。例えば「避難所開設・運営」のテーマでは、「トイレ確保係」及び「ゴミ収集・清掃係」の業務担当に分割されたコンテンツ構成となっており、担当業務を容易に選択し、短時間で学ぶことができます。

今後、新たに「要配慮者への支援」、「災害廃棄物処理」及び「防疫・遺体処理」の 3 テーマについても公開する予定としています。

新年度、新たに防災部局に配属される職員、災害時に応援職員として災害対応業務に従事される防災部局以外の職員等におかれては、この e ラーニングを積極的に受講するようお願いします。

【参考（関係通知等）】

1 について

- [1] 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（（平成 28 年 4 月（令和 3 年 5 月改定））内閣府（防災担当））
- [2] 「「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について（通知）」（令和 4 年 6 月 6 日付け府政防第 1029 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）／消防災第 139 号消防庁国民保護・防災部防災課長）

2 について

(1)

- [3] 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 4 年 4 月改定） 内閣府（防災担当））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>
- [4] 「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月（令和 4 年 4 月改定）内閣府（防災担当））
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf
- [5] 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月（令和 3 年 5 月改定）内閣府（防災担当））
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3_guideline.html
- [6] 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月（令和 4 年 4 月改定）内閣府（防災担当））
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_toilet_guideline.pdf
- [7] 「避難所における生活環境の改善および新型コロナ感染症対策等の取組事例集」（令和 4 年 7 月 内閣府（防災担当））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/seikatsukankyoku.pdf>
- [8] 「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）」（令和 4 年 1 月 13 日付け府政防第 209 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

オ)

- [9] 「避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について（依頼）」（令和 4 年 4 月 5 日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

カ)

- [10] 「災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について（依頼）」（令和 4 年 9 月 30 日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）／消防庁国民保護・防災部防災課長）

キ)

- [11] 「大規模災害時のための毛布の備蓄について」（令和 4 年 12 月 21 日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）／消防庁国民保護・防災部防災課長）

ケ)

- [12] 「避難所における性的マイノリティへの配慮に関する取組調査結果について（周知）」（令和4年11月7日付け事務連絡政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

(2)

- [13] 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日付け厚生労働省大臣官房厚生科学課長等）
通知本体：<https://www.mhlw.go.jp/content/000967738.pdf>
別添（被災者に対するアセスメント調査票）：<https://www.mhlw.go.jp/content/000967739.pdf>

(3)

- [14] 「避難所運営に関する実態調査」（令和4年3月）
[15] 「「避難生活支援リーダー／サポーター」モデル研修について」（令和4年度）
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/hinanseikatsusien.html>

3について

(1)

- [16] 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>
[17] 令和3年度・4年度 個別避難計画作成モデル事業
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>
[18] 「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」（令和5年1月内閣府（防災担当））
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/230302_hinan.pdf
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/230302_hinan.pptx
[19] 「個別避難計画の作成の早期着手について（今後の方向性等について）」
（令和5年1月13日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

4について

- [20] 「災害ケースマネジメントに関する取組事例集について（周知）」（令和4年3月31日付け事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））
[21] 「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」（令和4年3月内閣府（防災担当））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>
[22] 「「災害ケースマネジメント実施の手引き」の策定及び手引きに基づく取組について（周知・依頼）」（令和5年3月28日付け府政防第570号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

- [23] 「災害ケースマネジメント実施の手引き」（令和 5 年 3 月内閣府（防災担当））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>

5 について

- [24] 「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（（平成 29 年 3 月）内閣府（防災担当））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>
- [25] 「災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について」（平成 26 年 1 月 24 日付け府政防第 60 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当））

6 について

（2）

- [26] 「災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について（周知）」（平成 31 年 4 月 8 日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当））
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/product/tekkyo.pdf>

8 について

- [27] 「災害救助法の概要」等
https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujou.html
※ 「災害救助法の概要」、「災害救助事務取扱要領」及び「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する Q & A」等について掲載しています。

（5）

- [28] 「令和 2 年 7 月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和 2 年 8 月 28 日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当））
https://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/pdf/0828.pdf
- [29] 「災害ボランティアセンターの設置・運営等にかかる社会福祉協議会等との連携について」（令和 3 年 9 月 6 日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当））
https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/pdf/230329_renraku02.pdf

9 について

- [30] 「災害に係る住家の被害認定」
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/nyouyou.html>
※ 被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付に係る資料を掲載しています。

(1)

- [31] 「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当))
- [32] 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成13年7月(令和3年3月最終改定)内閣府(防災担当))
- [33] 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料(損傷程度の例示)」(令和3年5月内閣府(防災担当))
- [34] 「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(令和4年3月内閣府(防災担当))

(2)

- [35] 「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」(令和2年7月5日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))
- [36] 「令和2年7月豪雨における住家の被害認定調査業務の効率化・迅速化に係る留意事項について」(令和2年7月8日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))

(3)

- [37] 「罹災証明書の様式の統一化について」(令和2年3月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官(防災担当))
- [38] 「罹災証明書の交付に係る運用について」(令和2年3月30日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当))

(4)

- [39] 「災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定について」(令和2年6月19日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災生活再建担当))

10について

- [40] 「被災者生活再建支援制度」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

※ 「被災者生活再建支援法の概要」等について掲載しています。

11について

- [41] 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」(令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官(防災担当))

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/201204tsuti.pdf>

- [42] 「いざというときに備えて保険・共済に加入しよう」(チラシ)

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

1 2について

(1)

[43] 「災害関連死事例集」(令和3年4月)

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/kanrenshijirei.html>

※ 市町村による災害関連死の認定が円滑かつ適切に行われることを目的として「災害関連死事例集」を内閣府ホームページに掲載しています。

本事例集には、災害関連死の認定・不認定例や裁判例のほか、市町村における認定基準や審査会等の例も掲載していますので、活用するようお願いします。

1 3について

(1) ①

[44] 「クラウド型被災者支援システムに関する説明会」

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html

(1) ②

[45] 「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/minorportal/index.html>

(2)

[46] 「マイ制度ナビ」

<https://myseido-navi.go.jp/>

(3)

[47] 「災害対応 e ラーニング」

<https://bousai-ariake.jp/e-learning/>

※ スマートフォンからも利用できます。

※ アカウント及びパスワードは、内閣府からの令和3年9月22日付け府政防第986号にて、防災担当主管部(局)長宛てに案内しています。不明な場合は問い合わせ先まで連絡をお願いします。

※ 新規テーマの公開時には、改めて案内します。



以 上

府政防第 1481 号
令和 6 年 11 月 8 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

罹災証明書の申請書様式の統一化について

平素より被災者支援行政につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

内閣府では、令和 2 年に、他の都道府県から被災自治体に派遣された応援職員が、罹災証明書の交付に係る事務を円滑に遂行できるようにするため、関係自治体等からの要望を踏まえ、罹災証明書の統一様式を提示したところです。

一方、罹災証明書の申請書様式は、市区町村において任意の様式が使用されてきたところ、令和 6 年能登半島地震では、被災者の命と健康を守る観点から 2 次避難（広域避難）を実施したことに伴い、広域避難先から住家が所在する自治体に対して罹災証明書の交付を申請する必要があったことを踏まえ、申請書様式についても、事前に統一化を図り、発災時における被災者支援を迅速に進めるための環境整備を進める必要があると考えられます。

こうした問題意識に基づき、本年 6 月、罹災証明書の申請書様式の統一化を図ることについて、全市区町村を対象としたアンケート調査を実施したところ、多くの市区町村から、賛成の意向が示されたことから、今般、罹災証明書の申請書に係る統一様式を提示することとしました。

貴職におかれましては、今後の大規模災害に備える観点から、罹災証明書の申請書様式の統一化が積極的に進められるよう、関係部局及び管内市区町村に周知のほど、よろしくお願いいたします。

罹 災 証 明 申 請 書

市(区・町・村)長

年

月

日

申請者 (世帯主)	住 所
	電話番号
	(現在の連絡先) 電話番号
	(ふりがな) 氏 名

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所
	電話番号
	(ふりがな) 氏 名
	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実的に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害(以下に記入)
-------	---

(追加項目)	(留意事項2を参考に、必要な項目があれば追加してください。)
--------	--------------------------------

【留意事項 1】

（項目の削除）

- 1 項目の削除も可能ですが、「申請者（世帯主）」、「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項となっているため、これらの項目は削除しないでください。

（項目の追加）

- 2 次ページ（留意事項 2）を参考に、必要と考えられる記載項目を、適宜、追加してください。記載順や追加する項目数は任意です。

（項目の編集）

- 3 申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可としますが、レイアウトを大きく変更しないでください。

（写真を活用した被害区分の判定）

- 4 下記の場合には、申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能です。写真により被害区分を判定する場合は、次ページ（例 1）の「写真による被害区分の判定」欄を追加してください。

（現地調査を省略できる場合）

- ・ 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
（参考 1 「外観による判定 一見して住家全部が倒壊」等の例示参照）
- ・ 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
（参考 2 「水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について」参照）
- ・ 申請者の合意に基づく自己判定方式^{（※）}による一部損壊の判定を行う場合
（参考 3 「被害が軽微なものの取扱い」参照）

（※）自己判定方式とは、「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式（現地での被害認定調査は省略）を指す

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知するようにしてください。

なお、被災者に過度な負担とならないように、申請時の写真や図面などの添付・提示を必須としないようにご留意ください。

【留意事項2】(追加項目の記載例(例示であり、これらに限りません))

(例1)写真による被害区分の判定

写真による被害区分の判定(※)	☐ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない
-----------------	--

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
 (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

(例2)被災住家の世帯構成員

	氏 名	続柄	生年月日	性別	備考
被災住家の世帯構成員		世帯主	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

(例3)住家以外の被害

住家以外の被害	
---------	--

(例4)罹災証明書の必要枚数

罹災証明書の必要枚数	枚
------------	---

(例5)罹災証明書の使用目的

罹災証明書の使用目的	
------------	--

(例6)被災住家に関する情報の内部利用の同意確認

住家に関する情報の内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 ☐ 確認しました
------------------	--

(例7)罹災証明書の交付方法

罹災証明書の交付方法	☐ 郵送(住所:) (宛先:)
	☐ 窓口(〇〇市本庁舎)
	☐ 〇〇避難所

罹災証明申請書

〇〇

市(区・町・村)長

令和〇年

〇〇月

〇〇日

申請者 (世帯主)	住 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	電話番号	000-000-0000
	(現在の連絡先)	同上	電話番号	同上
	(ふりがな) 氏 名	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	生年月日	平成〇年〇月〇日

※追加可能

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	電話番号	000-000-0000
	(ふりがな) 氏 名	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	申請者との関係	子

罹災原因	令和〇年 〇月 〇日の 大雨 による
------	--------------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	〇〇市〇〇町△丁目△番△号
--	---------------

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☒ 浸水被害 (☒ 床上 ☐ 床下) ☒ その他被害(以下に記入) がけ崩れによる土砂が室内に流入した
-------	---

写真による 被害区分の 判定(※)	☒ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない
-------------------------	---

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

第1次調査

災害に係る住家の被害認定基準運用指針
参考資料(損傷程度の例示)(抜粋)

● 外観による判定

⇒ p1-5 1 (1) 外観による判定

● 一見して住家全部が倒壊



10001



10002



10003



10004

● 一見して住家全部が流出又はずり落ち



10009 334



10010

水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について

(参考2)

戸建て1～2階建ての木造・プレハブ※1の場合、浸水深による簡易な判定が可能。
(被災者からの申請により、第2次調査及び再調査として、住家内へ立入り、詳細な調査を行うことも可能。)

浸水深	判定	外力が作用する場合※2
床上1.8m以上	大規模半壊	全壊
床上1m以上1.8m未満	中規模半壊	大規模半壊
床上0.5m以上1m未満	半壊	中規模半壊
床上0.1m以上0.5m未満	半壊	半壊
床上0.1m未満	準半壊	半壊
床下浸水	一部損壊	

※1 在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。
※2 津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合。

		は、住家と同時に調査すると非効率となることが多い。
--	--	---------------------------

■被害が軽微なものの取扱い

- ・被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する物件については、自己判定方式を採用して調査を簡素化する、あるいは現地調査そのものを行わないことも考えられます。
- ・自己判定方式を実施することで、「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する住家の被害認定調査の事務手続を軽減することができるため、結果的に罹災証明書の交付の迅速化につながります。
- ・ただし、自己判定方式は申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることに合意できることが前提となるため、合意が得られない場合や、被災した住家を撮影した写真からだけでは、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断ができない場合は、通常の現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行うこととなります。
- ・なお、受付窓口で写真を元に「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断できるかどうかを判断する必要があるため、受付窓口の担当者も被害認定調査に関する基本的な知識等を身につけておくことが必要となります。
- ・また、特に水害等の被害の場合は住民が発災直後から片付けを行うことが多いため、あらかじめ被災状況を写真撮影しておくよう広報しておくことも重要となります（自己判定方式を行わない場合でも現地調査時に活用するため、必要となります）。
（「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和2年7月5日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知）
- ・自己判定方式を実施する場合には、その申請にあたって以下に示すような写真等の添付書類が必須となりますが、自己判定方式を実施しない場合には、同様の添付書類を必須とする必要はありません。被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意してください。

☆自己判定方式は、具体的には以下のような手順で実施します。

①自己判定方式実施の広報	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報します。その際以下の点を明らかにしておきます。 －自己判定方式が実施できる条件（準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害で自ら結果に合意できる など） －自己判定方式の申請書類等の受付窓口 －自己判定方式による申請受付の開始時期
②申請書類等の	自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を配布しま

配布	す。 －申請に必要な書類等について説明した書類 －申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類 等
③申請の受付	罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付けます。申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」の罹災証明書を交付します。

☆適正に自己判定方式を実施するためには、申請書の他、被害状況がわかる写真が必要となります。また、被災した住家の図面があれば、被害状況の確認に役立ちます。

① 申請書類	申請書類は以下の情報が記載できるようにします。その際、罹災証明書等交付申請書の内容も含むようにします。 －申請者の住所・氏名及び被災した住家の所在地 －建物の配置状況 －被害の部位及び箇所
②被害状況のわかる写真	－建物の全景（周囲4面、4枚以上） －表札 －被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真
③被災した住家の図面（あれば）	－配置図、平面図、立面図 など

*** 参考：自己判定方式の活用により調査件数を大幅に減少させた例（千葉県香取市）**

- ・罹災証明書の交付を行った件数のうち、約9割を自己判定方式で対応することができ、現地調査件数を大幅に減少させることができた。

*** 参考：被害が軽微な場合に現地調査を行わないこととした事例（埼玉県越谷市）**

- ・ガラスの破損のみである等「半壊に至らない」場合は写真の確認のみで現地調査を行わない場合もあった。

*** 参考：写真の確認により「半壊に至らない」の罹災証明書を交付した事例（長野県長野市）**

- ・平成26年11月の長野県神城断層地震によって生じた被害の状況に対する証明書のうち、住家や物置等が「半壊に至らない」の被害を受けたことにより共済の見舞金等の請求に必要なものについては、下記の書類提出により、罹災証明書を交付した。
(必要なもの)
・罹災証明書等交付申請書
・被害状況がわかる写真（カラー印刷可）
・建物等の図（手書きで結構です。どこが被害を受けたかがわかるように図で示してください）

出典：長野市ホームページ

府 政 防 第 728 号
国 住 事 防 第 3 号
令和 7 年 4 月 17 日

各都道府県 防災主管部長 殿
建築主務部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）
参事官（避難生活担当）

国土交通省住宅局建築指導課長

災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査、被災者台帳の作成及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務における情報連携の円滑化について

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査（90 条の 2 第 1 項）、被災者台帳の作成（90 条の 3 第 1 項）及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務については、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化のため、各事務において必要な情報の連携を円滑に実施するための方策を、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたところです。

これを受け、当該方策について検討し、その結果を下記のとおりまとめましたのでお知らせします。各事務における情報の連携を円滑に行う観点から、下記事項に御配慮頂くとともに、貴管内市区町村に対しても周知頂きますようお願いいたします。

なお、このことについては、総務省自治税務局とも協議済みであることを申し上げます。

記

1. 被害認定調査と応急危険度判定における情報の連携

被害認定調査においては、応急危険度判定において得られた情報を活用することが可能であるが、被害認定調査及び応急危険度判定の負担軽減及び処理の迅速化のため、次の①及び②のとおり、固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報（下表に記載されたものをいう。以下同じ。）を活用することにより、更なる負担軽減等が可能になると考えられる。

- ① 被害認定調査担当部局又は応急危険度判定担当部局は、税務部局に対し、固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報のうち、被害認定調査又は応急危険度判定に活用するために必要と認められるもの（以下「台帳記載登記情報」という。）について提供を求めることができる。この場合、被害認定調査担当部局又は応急危険度判定担当部局は、被害認定調査又は応急危険度判定の対象物件及びその所在地を明らかにする観点から、対象物件に通し番号を付番した地図等（以下単に「地図等」という。）を税務部局に提供するなどの方法により、行うものとする。

また、台帳記載登記情報の照会の方法を平時から税務部局と調整しておくことが望ましい。

なお、②の方法により情報の連携を行うためには、1つの対象物件に同一の番号を付番するよう留意する。

- ② 被害認定調査担当部局が応急危険度判定において得られた情報を利用しようとする場合、被害認定調査担当部局は、応急危険度判定の実施前に、①により、税務部局から提供された台帳記載登記情報、及び、地図等を応急危険度判定担当部局へ提供する。

応急危険度判定担当部局は、上記により、被害認定調査担当部局から提供された台帳記載登記情報及び地図等により判定対象物件に関する情報を得るとともに、判定の際に地図等に付された対象物件の番号を調査票に記入し、判定で得た対象物件に関する情報（調査票、判定結果、写真等）を台帳記載登記情報と紐付け、これらの情報を被害認定調査担当部局に提供する。

被害認定調査担当部局は、応急危険度判定担当部局から提供を受けた情報により、「全壊」の被害認定を行うなどが可能になる。

なお、固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報は、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条に規定する秘密には該当しないことを申し添える。

表：固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報

・ 不動産番号	・ 作成年月日	・ 登記目的
・ 所在地	・ 発行番号	・ 登記原因年月日
・ 家屋番号	・ 整理番号	・ 登記事由
・ 種類	・ 管轄登記所コード	・ 備考
・ 構造	・ 1棟の建物番号	・ 敷地権の主たる土地の
・ 床面積	・ 専有の建物番号	所在及び地番、地目
・ 建築年月日	・ 建物の名称	・ 敷地権の種類、割合
・ 受付年月日	・ 権利者氏名、住所、持分	・ 納税義務者番号
・ 受付番号	・ 義務者氏名、住所、持分	

（上記は、「税務システム標準仕様書」における分類によるもの）

2. 被災者台帳の作成における情報の連携

応急危険度判定又は被害認定調査により得られた情報について、被災者台帳の作成担当部局は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 3 第 3 項の規定に基づき、応急危険度判定担当部局又は被害認定調査担当部局から提供を受け、当該情報を被災者台帳の作成に利用することができる。

（参考）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）

第 90 条の 3 （略）

2 （略）

3 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 （略）